

長野県安曇野市と千葉県東金市との災害時相互援助協定書

長野県安曇野市と千葉県東金市は、友好都市の精神に基づき、両市のいずれか一方に大規模な災害が発生した場合における、災害対策について相互に応援することを約束し、ここに災害時相互援助協定を締結する。

(援助要請)

第1条 大規模災害が発生し、応援を求めようとする市（以下「被災市」という。）は、応急対策及び復旧対策その他必要な措置について援助を要請することができる。

2 前項により要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その要請内容に従って援助するよう努める。

(援助)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
- (2) 被災者の救命、救助並びに救出に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な職員等の派遣
- (4) 復旧対策に必要な車両及び資機材等の提供
- (5) 被災者を一時収容する施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたもの

(手続)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により援助を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を要する物資、車両並びに資機材の品名及び数量
- (3) 援助を要する人員及び期間
- (4) 援助の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第4条 援助に要する経費の負担は、法令その他特別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員等の派遣に要する経費は、応援市が負担する。
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、原則として被災市が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、災害の規模及び被災状況等により、援助に要する経費の負担を両市で協議の上、定めることができる。

(災害補償等)

第5条 派遣した職員等がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担する。

2 派遣した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合であって、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が負担する。

(連絡担当)

第6条 両市は、あらかじめ災害援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両市で協議の上、定めるものとする。

(災害時相互支援宣言の失効)

第8条 この協定の締結により、「長野県安曇野市・千葉県東金市 災害時相互支援宣言」は、失効するものとする。

この協定の成立を証するため、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年10月25日

長野県安曇野市豊科6000番地

長野県安曇野市

安曇野市長

〈署名〉

印

千葉県東金市東岩崎1番地1

千葉県東金市

東金市長

〈署名〉

印